

## 固定資産(土地)の 現況を調査します



山林または雑種地等で、住宅が建っている場合は宅地として認定します。また、認定の単位は原則として一筆ごととし、その土地全体の状況を観察して認定します。

## 固定資産税(新築家屋)を 軽減します



平成26年3月31日までに家屋を新築された方で、次の要件をすべて満たしている場合に、一定の期間について固定資産税を軽減します。

### ◆対象要件

- (1) 専用住宅もしくは居住部分の割合が2分の1以上の併用住宅であること
- (2) 居住部分の床面積が、1戸につき50㎡以上280㎡以下であること(共同住宅の場合は、1区画につき40㎡以上280㎡以下)
- (3) 玄関、台所、トイレ、居室

等があり、人の居住の用に供するための要件を備えていること

### ◆軽減率

新築家屋にかかる固定資産税額を2分の1に減額

※ただし、軽減の対象は居住部分について一戸あたり床面積120㎡までとなります。

### ◆軽減の期間

- ・一般の住宅：新築後3年
- ・3階以上の準耐火及び耐火構造の住宅：新築後5年

※長期優良住宅の認定を受けて新築された方は、軽減期間がさらに2年度延長されますので、固定資産税減額申告書及び長期優良住宅認定通知書の写しを提出してください。

### ◆(その他)

一定の要件を備えた改修工事(住宅耐震改修に伴う工事、バリアフリー改修工事、住宅の省エネ改修工事)を行った場合にも固定資産税の軽減を受けられる場合があります。

お問い合わせは、

市資産税課(2階)

☎(20)1579、FAX(20)1609へ。

## 障害者の方の

## 各種手当の更新手続きを

在宅で重度の障害状態にあることから、常時特別な介護を必要とする方に対して、左記表のとおり各種手当があります。

なお、申請については専用

お問い合わせは、  
市障害福祉課(2階)  
☎(20)1666、FAX(20)1610へ。



手当の名称	障害の程度	所得制限	年齢要件	その他要件	手当月額
特別児童扶養手当	・身体障害者手帳1～3級程度、または療育手帳(A～B)1程度。 ・日常生活で常に介助、保護を必要とする精神障害の方。	有	20歳未満	・施設入所者は不可	1級 50,400円 2級 33,570円
障害児福祉手当	・身体障害者手帳1～2級、または療育手帳(A)程度。 ・日常生活において常時特別の介護を必要とする方。	有	20歳未満	・施設入所者は不可	14,280円
特別障害者手当	・重度(1～2級)障害が重複している方。 ・療育手帳(A)の1、又は同程度の重度精神障害の方。 ・日常生活において常時特別の介護を必要とする方。	有	20歳以上	・施設入所者は不可 ・3ヶ月以上の入院中不可	26,260円

### ◆更新のご案内

すでに特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当の資格を有する方に、7月末頃に所得状況届を送付しますので届出をお願いします。  
受付期間は平成25年8月12日⑧～9月10日⑨です。  
なお、受付期間内に届出がないと、8月以降の手当が受給できなくなる可能性がありますのでご注意ください。